規 主

要

目

次

千葉県漁業調整規則 則

<u>号外第 4</u>

0

葉県漁業調整規則をここに公布する。 規

則

く。)を営もうとする者は、

千葉県知

鈴

木

栄

治

令和二年十月二十日

目次 千葉県漁業調整規則 千葉県規則第六十一号

第一章 総則 (第一条—第三条)

第二章 漁業の許可(第四条―第三十一条)

水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置 (第三十二条—第四十

第四章 漁業の取締り(第四十九条―第五十二条)

第五章 第六章 罰則 雑則 (第五十三条—第五十八条) (第五十九条—第六十二条)

第一

第一条 この規則は、 う。)、水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)その他漁業に関する法令と 相まって、県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」とい

(県内に住所を有しない者の申請)

展させることを目的とする。

年 10 月 合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。 県内に住所を有しない者は、 第八条第一項の申請書を知事に提出しようとする場

届出書を提出して行うものとする。 法第五条第一項の規定による代表者の届出は、 次の各号に掲げる事項を記載した

> 所の所在地 申請者の氏名及び住所 (法人にあっては、 その名称、 代表者の氏名及び主たる事務

事務所の所在地 代表者として選定された者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称及び主たる

第二章 漁業の許可

10 月 20 日

令

和

2

年

第四条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次の各号に掲げる漁業 漁業にあっては、 (第五号、第八号、第十一号から第十三号まで及び第十六号から第十九号までに掲げる (知事による漁業の許可) 組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除

同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならな

より行う漁業 小型まき網漁業 海面において総トン数五トン未満の船舶を使用して小型まき網に

機船船びき網漁業 海面において機船船びき網により行う漁業

ごち網漁業 海面において動力漁船を使用してごち網により行う漁業

たもすくいによりさばをとることを目的とする漁業(火光を利用するものに限る。) 火光利用さば漁業 海面において総トン数五トン以上の船舶を使用して一本釣又は

(さんまをとることを目的とするものを除く。) 敷網漁業 海面において総トン数五トン以上の船舶を使用して敷網により行う漁業

業(第八号に掲げる固定式刺し網漁業を除く。) を目的とするものに限る。)、まき刺し網、狩刺し網又は重ね式刺し網により行う漁 刺し網漁業 海面において流し刺し網(いわし、ぶり、さば又はめぬけをとること

よりかじき、かつお、 ては、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号) 一のかじき等流し網漁業の項の中欄第四号に掲げる海域に限る。)において流し網に かじき等流し網漁業 まぐろ又はさめをとることを目的とする漁業 海面(総トン数十トン以上の動力漁船を使用する場合にあっ 別表第

固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業

はえ縄漁業 海面において総トン数五トン以上の船舶を使用してはえ縄により行う

いるか突棒漁業 海面においているか突棒により行う漁業

十一 潜水器漁業 海面において潜水器(簡易潜水器を含む。)により行う漁業

十二 たこつぼ漁業 海面においてたこつぼにより行う漁業

かご漁業 海面においてかごにより行う漁業

いか釣り漁業 海面において総トン数五トン以上三十トン未満の動力漁船を使用

して釣りによりいかをとることを目的とする漁業 葛縄敷網漁業 海面において動力漁船を使用して葛縄敷網により行う漁

十六 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁

十八 地びき網魚業 毎面こおいて地びき網こより守う4十七 すだて漁業 海面においてすだてにより行う漁業

網漁業及び第十一号に掲げる潜水器漁業を除く。) 十九 なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業 (小型機船底びき

う。) をとることを目的とする漁業二十 うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚 (全長十三センチメートル以下のうなぎをい

第十四号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業に2 前項の許可は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第一号から

あっては当該漁業ごとに受けなければならない。

(許可を受けた者の責務)

自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。いて単に「許可」という。)を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を第五条(知事許可漁業について前条第一項の許可(以下この章(第十六条を除く。)にお

(走営の記し)

き知事の認可を受けることができる。
け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につ船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受第六条 許可を受けようとする者であって現に船舶等を使用する権利を有しないものは、

らない。
は、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければないて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるとき第七条 前条の認可(以下「起業の認可」という。)を受けた者がその起業の認可に基づ

ないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。2.起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請し

(許可又は起業の認可の申請)

事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに、次の各号に掲げるで定める漁業又は第四条第一項第一号から第十四号までに掲げる漁業にあっては当該漁気外条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第五十七条第一項の農林水産省令

所の所在地) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務

知事許可漁業の種類

一 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地

四、漁具の種類、数及び規模

使用する船舶の名称、漁船登録番号、

総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

六 その他参考となるべき事項

2

と認める書類の提出を求めることができる。知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必可

(許可又は起業の認可をしない場合)

**第九条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはな

申請者が次条第一項に規定する適格性を有する者でない場合

二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

2

3

聴取を行わなければならない。の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、海区漁業調整委員会

し、かつ、証拠を提出することができる。前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明

(許可又は起業の認可についての適格性)

ない者とする。
第十条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当

い者であること。 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれな

一 暴力団員等であること。

ること。 第三号の政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであ 第三号の政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであニ 法人であって、その役員又は法第五十八条において準用する同法第四十一条第一項

暴力団員等がその事業活動を支配する者であること

五 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

会の意見を聴かなければならない。
2 知事は、前項第五号の基準を定め、又は変更しようとするときは、海区漁業調整委員

(新規の許可又は起業の認可)

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数り区分したものをいう。以下同じ。)漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法によ

2

前項の申請すべき期間は、 漁業を営む者の資格

推進機関の

馬力数

認められる事情があるときは、この限りでない。 める期間とする。ただし、一月以上の申請期間を定めて同項の規定による公示をすると すれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと

2

3

一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定

とするときは、 事は、 第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めよう 海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

5 第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければ した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第一項の規定により公示 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、 知事は、

6 に従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。 の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、 許可の基準を定め、これ 公正

これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする 示した漁業者の数を超える場合においては、第四項の規定にかかわらず、当該知事許可 な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。 第四項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第一項の規定により公 業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、 許可の基準を定め、

起業の認可の申請をした者の地位を承継する。 立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は (当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。) をしたときは、その |継すべき者を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併によって成 続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該申請をした者の地位を

許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、解散し、又は分割

9 実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならな 項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事

(公示における留意事項

第十二条 漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる 事許可漁業について、 知事は、 漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる 前条第一項の規定による公示をするに当たっては、 当該知事許

> 特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除 船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めない

(許可等の条件)

第十三条 可をするに当たり、 知事は、 漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、 許可又は起業の認可に条件を付けることができる 許可又は起業の認

きる。 海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることがで 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、

聴聞を行わなければならない。 第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、 知事は、 前項の規定により条件を付けようとするときは、 行政手続法(平成五年法律

ければならない。 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、 公開により行 わ

(継続の許可又は起業の認可等)

第十四条 を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。 の認可を受けた内容と同一であるときは、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業

許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許 可漁業に使用することを廃止し、 他の船舶について許可又は起業の認可を申請したと

は起業の認可を申請したとき。 沈没の日から六月以内(その許可の有効期間中に限る。)に他の船舶について許可又 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、 又は沈没したため、

知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請した は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該 期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、 許可(知事が指定する漁業に係るものに限る。)を受けた者から、 借り受け、その返還を受け、 その許可の有効 その他相続又

(許可の有効期

第十五条 許可の有効期間は、 定める期間とする。 ただし、 次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に 前条の規定によって許可をした場合は、 従前の許可の残存

九号までに掲げる漁業 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第 五年 項 、第一号から第十

第四条第一項第二十号に掲げる漁業 年

2 前項の期間より短い期間を定めることができる。 ずは、 漁業調整のため必要な限度において、 海区漁業調整委員会の意見を聴いて、

第十六条 る事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、 漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第十一条第一項各号に掲げ 知事許可

2 た申請書を知事に提出しなければならない。 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、 次の各号に掲げる事項を記載し

申請者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、 代表者の氏名及び主たる事務

漁業種類

所の所在地

知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号

知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日

変更の内容

変更の理由

3 をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。 (相続又は法人の合併若しくは分割 事は、前項の規定による申請があった場合において必要があるときは、変更の許可

第十七条 業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可又は起

は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又|第二十一条 許可を受けた者は、 続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者

2 受けた者の地位を承継する。 証する書面を添え、 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を 承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合は、 許可又は起業の認可は、 その効力を失

許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき

許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

許可を受けた船舶を譲渡し、 貸し付け、 返還し、その他その船舶を使用する権利を

2 許可又は起業の認可を受けた者は、 前項各号のいずれかに該当することとなったとき

3 その日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。 項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止した

> ときは、 可に係る知事許可漁業を廃止した日から二月以内にその旨を知事に届け出なければなら 当該 許可は、 その効力を失う。この場合において、 許可を受けた者は、 当該許

(休業等の届出

第十九条 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、 期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

事に届け出なければならない。 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知

(休業による許可の取消し)

2

第二十条 休業したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができ 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間

百二十一条第一項の規定による指示又は同条第四項において読み替えて準用する法第百 二十条第十一項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、 く命令、法第百二十条第一項の規定による指示、同条第十一項の規定による命令、 より許可の効力を停止された期間及び法第百十九条第一項若しくは第二項の規定に基づ に算入しない。 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、 第二十三条第一項の規定に 前項の期間

3 なければならない。 第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、 公開により行

(資源管理の状況等の報告)

知事に報告しなければならない 漁業時期の終了後二月以内に、 次の各号に掲げる事項を

許可を受けた者の氏名(法人にあっては、その名称)

許可番号

 $\equiv$ 報告の対象となる期間

兀 漁獲量その他の漁業生産の実績

漁業の方法、操業日数、 操業区域その他の操業の状況

五.

資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

その他必要な事項

七

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

第二十二条 項各号のいずれかに該当することとなったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴い 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第九条第一項第二号又は第十条第

当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

は、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消 許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したとき

号 第二十三条 知事は、 員会の意見を聴いて、 わなければならない。 (公益上の必要による許可等の取消し等)

漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、海区漁業調整委

取り消し、又はその効力の停止を

許可又は起業の認可を変更し、

3

事は、

又はその

4

規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、

前項の規定による処分をしようとするときは、

効力の停止を命ずることができる

第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、

号<u>外第 4</u>

3

前条第四項の規定は、

前項の規定による聴聞について準用する

2

知事は、

前項の規定による処分をしようとするときは、

命ずることができる。

(許可証の交付)

第二十四条 知事は、

許可をしたときは、

その者に対し次の各号に掲げる事項を記載した

:可証を交付する。

在地)

許可を受けた者の氏名及び住所 (法人にあっては、 その名称及び主たる事務所の

漁業種類

三 操業区域及び漁業時期

五. 兀 許可の有効期間 使用する船舶の名称、 漁船登録番号、 総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

その他参考となるべき事項

(許可証の備付け等の義務)

第二十五条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許 の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。)に携帯させなければならな 可に係る船舶内に備え付け、 又は自ら携帯し、若しくは操業責任者(船舶の船長、船長

2 が許可証の記載内容と同一であり、 業責任者に携帯させれば足りる。 政庁に提出中である者が、 した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行 当該許可に係る漁業を操業するときは、 かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明 又は自ら携帯し、 知事がその記載内容 若しくは操

年 令和 2 3 :可証の写しを知事に返納しなければならない。 項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、 遅滞なく同項に規定する

'証の譲渡等の禁止)

第二十六条 に譲渡し、 又は貸与してはならない。 許可を受けた者は、 許可証 又は 前条第二項の規定による許可 ,証の写しを他

(許可証の書換え交付の申請)

聴聞を行わなければならない。

公開により行

行政手続法第十三条第一項の

第二十七条 換装の終わったとき)は、 又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあっては、その工事が終わったとき又は機関 知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき(船舶の総トン数 速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出し

一 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務 所の所在地

漁業種類

聴聞を行わなければならな

許可を受けた年月日及び許可番号

兀 書換えの内容

書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

第二十八条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、 を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。 速やかに、

理

(許可証の書換え交付及び再交付)

所

第二十九条 し、又は再交付する。 知事は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、 許可証を書き換えて交付

規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき 第十三条第二項の規定により許可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第 項

二 第十六条第一項の許可 除く。)をしたとき。 (船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を

第十七条第二項の規定による届出があったとき

兀 五. 第二十七条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったと 第二十二条第二項又は第二十三条第一項の規定により、 許可を変更したとき。

(許可証の返納)

2 第三十条 換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、 速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、 同様とする。

滅したときは、その相続人、 を知事に届け出なければならない。 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、 清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立 若しくは合併により消 理由を付してその旨

た法人の代表者が前各項の手続をしなければならない。

3

五.

2 許可を受けた者は、 第三十三条 内水面において次の各号に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕し 第三十二条 何人も、 ようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない 記第一号様式による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはなら 次項において同じ。)を受けた者は、 (内水面における水産動植物の採捕の許可) 沖縄式追込網 前項の規定によりした表示を消さなければならない。 第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置 (法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業に係るものに限る。 海面において次の各号に掲げる漁業の方法により漁業を営んではな 当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、 当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部に別 速やか

四手網(方二メートル以上のものに限る。 刺し網(利根川以外における重ね式刺し網を除く。 ひき網(次号に掲げる地びき網を除く。)

これらに類するものを含む。) ふくろ網(掛ぶくろ網、地ごく網、 かし木張網 落し網、 長ぶくろ網、 張切網及び 6

(船を使用するものに限る。)

せん(うけを含む。)

せきせん(方言とめまわし。えび及びざりがにをとることを目的とするものに限

十 九 はえ縄

二十 うなぎ鎌

2 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には適用しない

第四条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合

法第百七十条第一項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合

3

ればならない。 は、漁具又は漁法ごとに、 第一項の許可(以下この条において「採捕の許可」という。)を受けようとする者 次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなけ

所の所在地) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、 代表者の氏名及び主たる事務

採捕の種類

採捕する区域、 期間及び水産動植物 0

兀 三 漁具の数及び規模 種

六 五 採捕に従事する者の氏名及び住

使用する船舶の名称、漁船登録番号、

総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

七 その他参考となるべき事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、 申請者が第十条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者である場合 採捕の許可をしてはならない。

漁業調整のため必要があると認める場合

5 れるときは、 て、その期間を別に定めることができる。 採捕の許可の有効期間は、三年とする。ただし、 知事は、三年を超えない範囲内で、 内水面漁場管理委員会の意見を聴い 漁業調整のため必要があると認めら

継させるものに限る。)をしたときは、当該許可は、その効力を失う。 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可に係る事業の全部を承

員会の意見を聴いて、 その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、 知事は、 採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間 その許可を取り消すことができる。 内水面漁場管理委

用する第二十三条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第百二十条第 る漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、 項の規定による指示若しくは同条第十一項の規定による命令により第一項各号に掲げ 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第十三項において準 前項の期間に算入しな

8

可証を交付する。 知事は、 採捕の許可をしたときは、その者に対し次の各号に掲げる事項を記載した許

号外第4 10 11 五. 帯させれば足りる。

1号 兀 許可の有効期間

採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕する その他参考となるべき事項

使用する船舶の名称及び漁船登録番号 採捕に従事する者の氏名及び住所

の所在地)

採捕の許可を受けた者の氏名及び住所

(法人にあっては、

ときは、前項の許可証を自ら携帯し、 政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕すると 庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、 きは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政 前項の規定にかかわらず、 許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行 又は採捕に従事する者に携帯させなければならな 又は採捕に従事する者に携

12 許可証の写しを知事に返納しなければならない。 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、 遅滞なく同項に規定する

13 第二十三条並びに第二十六条から第三十条までの規定は、採捕の許可について準用する第二条第二項、第九条第二項及び第三項、第十三条、第二十条第三項、第二十二条、

(漁具又は漁法の制限及び禁止)

第三十四条 何人も、 海面において次の各号に掲げる漁法により水産動物を採捕しては

受網漁業を除く。) さば漁業(一本釣又はたもすくいによるものに限る。)、いか釣り漁業及びさんま棒 集魚灯を使用してする漁法(火光利用さば漁業、総トン数五トン未満の船舶による

二 水中に電流を通じてする漁法

三 発射装置を使用してする漁法

2 何人も、内水面において次の各号に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕して

はならない。 まき網

うなぎ手繰網

(利根川におけるものを除く。

重ね式刺し網

せきせん(方言とめまわし。 えび及びざりがにをとることを目的とするものを除

その名称及び主たる事務 かいぼり

引かけこぎ

びん漬(箱漬を含む。

やす(食用かえるをとることを目的とするものを除く。

あゆかけ釣り

九

八

十一 水中に電流を通じてする漁法

十二 発射装置を使用してする漁法

3 何人も、内水面において次の表の上欄に掲げる漁具により、 同表の中欄に掲げる期

中、同表の下欄に掲げる水産動物を採捕してはならない

第三十五条 業を内容とする漁業権に係る組合員行使権に基づいてあさり貝まき、ちょうせんはまぐ 場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。ただし、 投網 漁 海面において次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕する 六月一日から六月三十日まで あゆ 水 産 第 動 一種共同漁 物

り貝まき又ははまぐり(ちょうせんはまぐりを除く。)貝まきにより種苗として採捕す る場合は、この限りでない。 漁 具 は 漁 法 範 囲

手繰網(自家用えさびき網 あさり貝まき く。 けた網及び貝けた網 及び打瀬網 層を除 網目 かご目又は網目 爪の間隔 ただし、東京内湾においては、十八節以下 十五センチメートルにつき十四節以下。 三・九センチメートル以上 二・一センチメートル以上

ぱっち網 ちょうせんはまぐり貝まき かれい刺し網 除く。)貝まき はまぐり (ちょうせんはまぐり を すの目 すの目 かご目又は網目 十節以下。 袋網の最小網目 かご目又は網目 五径以下 の目 目 六・三センチメー 一・五センチメートル以上 一・五センチメートル以上 一・八センチメートル以上 ただし、袋網がもじ網の場合は、 三センチメートル以上 二・三センチメートル以上 十五センチメートル トル以上 につき三 百

東経百三十九度四十四分三十一秒の点)、北緯三十五度十七分十六秒東経百三十九度四 六秒東経百三十九度四十七分五秒の点)、第一海堡中心点(北緯三十五度十八分五十四 秒東経百三十九度四十六分八秒の点)、第二海堡中心点(北緯三十五度十八分四十三秒 この規則において、 -四分十三秒の点及び神奈川県横須賀市鴨居観音埼突端(北緯三十五度十五分二十三秒 「東京内湾」とは、富津市富津岬突端(北緯三十五度十八分四

2

	14	3	串
十号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいてふくろ網により採捕する場合は、この限	は、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。ただし、第四条第一項第二	内水面において次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合 第三十	東経百三十九度四十四分四十五秒の点)を順次結んだ線以北の海域をいう。
	1	弗	
水	同表の		の利用
	表の下	三十七条	利根川
水	表の下欄に	七	利根川の水
水産	表の下欄に掲げる	七条 何人も、	利根川の
水 産 動	表の下欄に掲げる区域に	七条 何人も、次の表	利根川の水
水産動植	表の下欄に掲げる区域	七条 何人も、次の表の上	利根川の水
水産動植物	表の下欄に掲げる区域において採捕	七条 何人も、次の表の上欄に掲	利根川の水
水産動植物紫	表の下欄に掲げる区域において採捕して	七条 何人も、次の表の上欄に掲げる	利根川の水
水 産 動 植 物 禁 止	表の下欄に掲げる区域において採捕しては	七条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産	利根川の水
水 産 動 植 物   禁 止 期	表の下欄に掲げる区域において採捕して	七条 何人も、次の表の上欄に掲げる水	利根川の水
水 産 動 植 物   禁 止 期 間	表の下欄に掲げる区域において採捕してはならな	七条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動植物	利根川の水
水 産 動 植 物   禁 止 期 間   禁	表の下欄に掲げる区域において採捕してはならな	七条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動植物を、同表の	利根川の水

に掲げるうなぎ稚魚漁業の許	に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいてふくろ網により採捕する場合は、	る場合は、この限	水産動植物	禁止期間	禁	止	区	域
ない。			一 ぶり(もじゃこ)	周年	海面			
具又は漁	範	囲	(全長十五センチメー					
、 ろ網	網目 一・六センチメートル以上	一(十五センチ	トル以下のものに限					
	メートルにつき二十節以下)		る。)					
き網	袖網の長さ 二百メートル以下		二 いせえび (全長 (眼	周年	海面			
	網目 二・三センチメートル以上	一(十五センチ	のつけねから尾端ま					
	メートルにつき十四節以下)		で)十三センチメート					
網(干し揚げ)	網目 二・三センチメートル以上	一(十五センチ	ル以下のものに限					
	メートルにつき十四節以下)		る。)					
網	網目 一・六センチメートル以上	一(十五センチ	三 いせえび(全長(眼	六月一日から七	海面			
	メートルにつき二十節以下)		のつけねから尾端ま	月三十一日まで				
[を付したしじみかき	すの目 一・一センチメートル以	以上	で)十三センチメート					
止区域等)			ルを超えるものに限					
六条 何人も、次に掲げる区	次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕ー	してはならない。	る。)					
に掲げる基点甲、点イ、点ロ、	、点ハ及び基点丙を順次結んだ線と最大高潮時海岸線	最大高潮時海岸線	四 くるまえび(全長	周年	海面			
よって囲まれた水面			(眼のつけねから尾端					
点甲 鴨川市大字内浦字寄浦	鴨川市大字内浦字寄浦三番地国立大学法人千葉大学海洋バ	イオシステム研究	まで)八センチメート					
センター波除護岸東北角の第一	一標柱(北緯三十五度七分十七秒東経百	経百四十度十一分	ル以下のものに限					
五秒の点)			る。 ・					
点乙 鴨川市大字内浦字寄浦二番	三二番地の第二標柱(北緯三十五度七分十	分十一秒東経百四	五 あさり (殻長二・七	周年	海面			
十度十一分五秒の点)			センチメートル以下の					
点丙 鴨川市大字内浦字寄浦	一番地の第三標柱(北緯三十五度七	分六秒東経百四十	ものに限る。)					
度十分五十九秒の点)			六 たいらぎ (殻高十八	周年	海面			
イ 基点甲から百二十九度三十分(磁針方位による。	一十分(磁針方位による。)百四十二メート	メートルの点(北	センチメートル以下の					
緯三十五度七分十四秒東経百四十度十一分九秒	四十度十一分九秒の点		ものに限る。)					
ロ 基点乙から百四十七度三十五	分(磁針方位による。)	百三十五メートルの点	七 たいらぎ (殻高十八	六月一日から十	海面			
(北緯三十五度七分八秒東経百四十度十一分七秒の点)	百四十度十一分七秒の点		センチメートルを超え	月三十一日まで				
ハ 基点丙から百十二度五十五分	-五分(磁針方位による。) 九十三メ	ートルの点(北緯	るものに限る。)					
三十五度七分五秒東経百四十	・度十一分三秒の点)		八 ちょうせんはまぐり	周年	海面			
人も、次に掲げる区域内においては、	いては、魚類を採捕してはならない。		(殻長三センチメート					
根川河口堰管理橋上流端から	から上流百十メートル、下流端から下流百十メ	百十メートルの間	ル以下のものに限					

中

13 / H 2	2 年	₹ 10	月 20	0 日	( <u></u> /	に曜	月)			,	<del>T</del>			葉	ŧ			県			‡	1				<u></u> 등 ケ	第	4 1	号				
三センチメートルを超	しつなぎ、全長二		十八 てんぐさ	ものに限る。)	ンチメートルを超える	十七 さざえ (殻高七セ	のに限る。)	ンチメートル以下のも	十六 さざえ (殻高七セ	る。)	を超えるものに限	五・五センチメートル	十五 とこぶし (殻長	以下のものに限る。)	五・五センチメートル	十四 とこぶし (殻長	るものに限る。)	センチメートルを超え	十三 あわび(殻長十二	ものに限る。)	センチメートル以下の	十二 あわび(殻長十二	ものに限る。)	センチメートル以下の	十一 みるくい (殻長九	のものに限る。)	五センチメートル以下	十 まるさるぼう (殻長	下のものに限る。)	長三センチメートル以	んはまぐりを除き、殻	九 はまぐり (ちょうせ	る。)
年	周 F 50 7	翌年三月三十一	i 一 E 日 - か		月三十日まで	六月一日から六			周年		日まで	翌年三月三十一	八月十六日から			周年	日まで	翌年三月三十一	九月十六日から			周年			周年			周年				周年	
海面			海面			海面			海面				海面			海面			海面			海面			海面			海面				海面	
													_			_			_				_				_			_			
													二十六	以下	_	一 十 五	ŧ	セ	$\frac{-}{+}$	十三	もの	セン	_  				<u></u> +-	のも	三セ	<u>-</u> +	限る。	メート	え全
													たい	のものに限る。)	・五センチメートル	五 しじみ (殻長	ものに限る。)	センチメートル以下の	四 ます(全長十五	二さけ	ものに限る。)	チメートル以下の	一 こい (全長十八				あゆ	のに限る。)	三センチメートル以下	うなぎ(全長二十		-ル以下のものに	全長二十六センチ
													たい		五センチメート	しじみ(殼	のに限る。)	トル以下	ます(全長十		に限る。)	メートル以下	こい(全長十	一月三十日まで	十月一日から十	月三十一日まで	あゆ 一月一日から五	のに限る。)	トル	(全長二		ル以下のもの	

 $\bigcirc$ 

号外第4

県

令和 2 年 10 月 20 日 2 3 何人も、 点ホ 点 先中根最西端(北緯三十五度六 鴨川市大字小湊字祓山の地 がいの標柱(北緯三十五度七分 分五十六秒東経百四十度十一分 十秒東経百四十度十一分一秒の 二十二秒の点) 分二十三秒の点) 鴨川市大字内浦字寄浦地蔵

内水面において、さけ又はますの産んだ卵を採捕してはならない。

合は、第一項の表の第二号、第三号及び第五号から第二十号までの規定は適用しない。 種共同漁業を内容とする漁業権に係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場 第四条第一項第二十号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合又は第

第三十八条 次の各号に掲げる漁業は、 植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。 東京内湾においては、操業してはならない。

第一項の表の第一号から第二十五号まで又は第二項の規定に違反して採捕した水産動

爪を付した手押ころばし漁業

三 はぜひき網漁業

(落のりの採取禁止)

第三十九条 何人も、海面において、落のりを採取してはならない。ただし、第一種区画 採取する場合は、この限りでない。 漁業の内容たるのり養殖業を営む権利を有する者が当該漁業権の漁場の区域内において

(宝石さんごの採捕禁止)

第四十条 何人も、海面において、宝石さんご(あかさんご、ももいろさんご及びしろさ んごの生体及び死骸をいう。)を採捕してはならない。

(かじき等流し網漁業に係る採捕禁止等)

| 第四十一条 何人も、海面において、かじき等流し網漁業(総トン数十トン以上の動力漁 とがりざめ又はよごれを採捕してはならない。 船を使用するものに限る。次項において同じ。)によりさけ、ます、うみがめ類、 くろ

2 に掲げる行為をしなければならない。 かじき等流し網漁業の許可を受けた者は、採捕したさめを所持したときは、 次の各号

(頭部、内臓及び皮を除く。)を陸揚げまでの間、

船上にお

3

当該さめの全ての部分

二 当該さめを陸揚げするときに、前号の規定により所持したものを陸揚げすること。 (夜間の採捕の禁止) いて所持すること。

> 第四十二条 はならない。 区域においては、 人も、 日没時から日出時までの間、 内水面において、次の表の上欄に掲げる河川の同表の中欄に掲げる 同表の下欄に掲げる水産動物を採捕して

利根川	河川名	1
利根川河口堰管理橋下	X	
-流端から下流の水面	域	
しじみ	水産動物	

らない。 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、 所持し、 又は販売してはな

(電気設備の制限

2

第四十三条 次の表の上欄に掲げる漁業に使用する漁船には、 漁船につき同表の下欄に

掲げる範囲を超える電気設備をしてはならない。

(火化を利用するものこ艮る。)を含じ。	くいによりさばをとることを目的とする漁業	トン未満の船舶を使用して一本釣又はたも	火光利用さば漁業(海面において総トン数	漁業種類
	業	す	五.	
		以下	集魚灯	総
			灯には	設
			使用	備
			する	容
			用する電球	量
			が七て	0)
			十ワ	範
			七千ワット	囲

(魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕の制限)

第四十四条 次の表の上欄に掲げる区域において河川を遮断して水産動物の採捕を行う場

合には、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲	の魚道を開通しなければならない。
区域	魚道を開通すべき範囲
利根川、印旛沼及び手賀沼(それぞれの	河川流幅の二分の一以上
支派川を含む。)	
右欄以外の河川	河川流幅の三分の一以上

(遊漁者等の漁具又は漁法の制限)

第四十五条 より水産動植物を採捕してはならない。 何人も、海面において次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法に

竿釣及び手釣

たも網及びすくい式さ手網

三 投網(船を使用しないものに限る。)

兀 貝類徒歩堀(まんが及び貝まきを使用するものを除く。)

藻類の徒手採捕

前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、 適用しない。

2

漁業者が漁業を営む場合

漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合 試験研究機関が試験研究のために水産動植物を採捕する場合

操業を妨げないようにしなければならない。 第一項各号に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合は、 正当なる漁業

2 書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、 岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 前項の規定により許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請 知事に提出しなければならな

所の所在地 申請者の氏名及び住所 (法人にあっては、 その名称、 代表者の氏名及び主たる事務

3 (試験研究等の適用除外) 知事は、第一項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。 その他参考となるべき事項

五. 兀

補償の措置

区域

漁業権の免許番号

目的

第四十八条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間 試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給 若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、 許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。 下この条において「試験研究等」という。)のための水産動植物の採捕について知事の (自給を含む。) (以

2 提出しなければならない。 前項の許可を受けようとする者は、 次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に

所の所在地 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、 その名称、 代表者の氏名及び主たる事務

年 10

20 日

適用除外の許可を必要とする事項

使用する船舶の名称、 有者名 漁船登録番号、 総トン数、 推進機関の種類及び馬力数並びに

(種苗の採捕の場合は、 供給先及びそ

次の各号に掲げる事項を記載した許可証を交付

許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所

適用除外の事項

 $\equiv$ 

採捕する水産動植物の種類及び数

兀 採捕の期間及び区域

五. 使用する漁具及び漁法

六

採捕に従事する者の氏名及び住 使用する船舶の名称、 漁船登録番号、 総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

許可の有効期間

七

4 知事は、 第一項の許可をするに当たり、条件を付けることができる

5 を知事に報告しなければならない。 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、

6 知 /(事の許可を受けなければならない。 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、

中 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、 「交付する」とあるのは、「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。 第三項

8 第二十五条の規定は、第一項又は第六項の規定により許可を受けた者について準用す

第四章 漁業の取締り

(停泊命令等)

2 第四十九条 十七条及び法第三十四条に規定する場合を除く。)は、法第百三十一条第一項の規定に 法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき(法第一 命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供され より、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を る物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。 知事は、 知事は、 前項の規定による処分(法第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るも をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述 漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する

のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない

ならない。

3

第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければ

(船長等の乗組み禁止命令)

又は禁止することができる。
る船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、の規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用す第五十条 知事は、第四条第一項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれら

2 前項の場合において、知事は、聴聞を行わなければならない。

前条第三項の規定は、前項の規定による聴聞について準用する。

3

(衛星船位測定送信機の備付け命令)

第五十一条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のた 第五十一条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のた

一 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。

二次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

イ 当該船舶を特定することができる情報

ロ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

(停船命令) 「前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

千

2 前頁の規定こよる専沿命令は、去第百二十八条第三頁の規定こよる倹査又は質問を計っきる。 きる。 め必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることがでいる。 漁業監督吏員は、法第百二十八条第三項の規定による検査又は質問をするた

号に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。 る旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次の各 ・2 前項の規定による停船命令は、法第百二十八条第三項の規定による検査又は質問をす 2

一 別記第二号様式による信号旗Lを掲げること。

可)がりに少り引扇が置いて車売して行うしい。 二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音一回、長音一回、短音1

回)を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

連続して行うこと。
三 投光器によりLの信号(短光一回、長光一回、短光二回)を約七秒の間隔を置いて

「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、

3

第五章 雜則

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

その旨を知事に届け出なければならない。じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、第五十三条 法第百二十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命

(標識の書換え又は再設置等)

を書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれ第五十四条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明

(定置漁業等の漁具の標識)

標識を当該漁具に設置しなければならない。上一・五メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明による漁具の中、昼間にあっては別記第三号様式による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面第五十五条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設

(漁具の標識)

一 刺し網魚業(流し刺し網(ハわし、ぶり、さば又よめぬけをとることを目的とするにおいては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。は網の中間に別に定めるところにより、浮標をつけなければならない。この場合、夜間中、幹縄又は網の両端に、水面上一・五メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又第五十六条 海面において、次の各号に掲げる漁業に従事する操業責任者は、その操業

ものに限る。)により行うものに限る。)刺し網漁業(流し刺し網(いわし、ぶり、さば又はめぬけをとることを目的とする

二 かじき等流し網漁業

三 はえ縄漁業 (総トン数五トン未満の船舶を使用するものを含む。

四 たこつぼ漁業

五 かご漁業

ならない。 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなけれ

(内水面漁場管理委員会)

関しては、内水面漁場管理委員会が行う。 第五十七条 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に

(添付書類の省略)

申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。 書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一のおいて、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請第五十八条 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合に

六月以下の懲役若しくは十万円以下の

- しくは第四項、第三十八条から第四十四条まで、第四十六条第一項又は第四十七条第 第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条第一項、 項の規定に違反した者 第二項若
- 二 第三十三条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項又は第四十七 条第三項の規定により付けた条件に違反した者
- 三 第二十三条第一項(第三十三条第十三項において準用する場合を含む。)、第三十 三条第十三項において準用する第二十二条第二項、第四十六条第二項又は第五十条第 項の規定に基づく命令に違反した者
- 2 具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人 が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価 額を追徴することができる。 項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁
- 第六十条 十一条、 第三十三条第十項又は第四十五条第一項の規定に違反した者は、 第二十五条第一項(第四十八条第八項において準用する場合を含む。)、第三 科料に処す
- 第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その 法人又は人の業務又は財産に関して、第五十九条第一項又は前条の違反行為をしたとき は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科す
- 第六十二条 第十七条第二項、 おいて準用する場合を含む。)、第二十六条から第二十八条まで、 くは第二項又は第四十八条第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。 第十九条第二項、第二十五条第三項 第三十条第一項若上 (第四十八条第八項に

(施行期日)

係る部分に限る。)の規定は、令和五年十二月一日から施行する この規則は、 令和二年十二月一日から施行する。ただし、第四条第 一項 (第二十号に

(千葉県海面漁業調整規則等の廃止)

- 2 次の各号に掲げる規則は、 廃止する。
- 千葉県海面漁業調整規則(昭和四十年千葉県規則第六十九号) 葉県内水面漁業調整規則(昭和四十一年千葉県規則第七号)

- 知事は、 特に必要がないと認めるときは、この規則の規
  - (経過措置)
- 3 該許可の有効期間の満了の日までの間は、 規定により第三十三条第一項の規定によってしたものとみなされる前項第二号の規定に よる廃止前の千葉県内水面漁業調整規則第六条の規定によってした許可については、当 漁業法等の一部を改正する等の法律 (平成三十年法律第九十五号) 附則第二十九条の 同規則第十三条の規定は、 なおその効力を有
- 4 この規則の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有するこ ととされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用につい ては、 なお従前の例による。

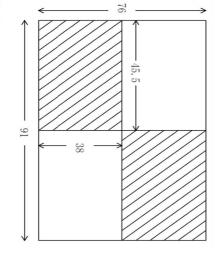
## 四

## 第一号様式(第三十一条第一項)

備考 各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、	中型まき網漁業	上記以外の小型機船底びき網漁業	となり得る水産動物の採捕を目的とするものに限る。)	小型機船底びき網漁業のうち手繰第三種漁業 (第一種共同漁業の内容 │ チハ手○○○	小型機船底びき網漁業のうち自家用えさびき網漁業	小型機船底びき網漁業のうち打瀬漁業	漁業
チメートル以上	チハ旋〇〇〇	チハ〇〇〇		チハ手000	チハ自〇〇〇	チハ打000	様式

間隔は2.5センチメートル以上とする。

# 第二号様式(第五十二条第二項第一号)



- 斜線の部分は、黒であり、その他の部分は、黄である。
- 停船されたい。) である この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗(あなたは、すぐ

	号外第41号	Ŧ	葉	県	報	令和2年10月20日(火曜日)
購読料					□ 備	第 <b>三</b> 号 様式 第
本 月 号 ぎ め					は、赤色の布は、センチメ	(第五十3 80 5 〇 漁 学の氏名又1
一 一 部 部 箇 月 一、					赤色の布地である。 センチメートルを示す。	日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
八〇〇円(送料を含む。)						
定期購読申込先発 行 者 千華						
A						
千 〇 9 四 E 三						
○四三 (二二三) 二一五二 ● 葉 県						